

令和8年度 岩手県立大学大学院入学者選抜概要

1 看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程

募 集 人 員		第 1 次募集		第 2 次募集	
		1 0 名		未定（第 1 次募集の結果により 11 月中旬に本学ホームページ において発表）	
区 分					
	志 願 区 分	一 般	社 会 人	外国人留学生	
出願 資格		次のいずれかに該当する者 1 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者及び令和 8 年 3 月末日までに卒業見込みの者 2 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者及び令和 8 年 3 月末日までに学士の学位を授与される見込みの者 3 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び令和 8 年 3 月末日までに修了見込みの者 4 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び令和 8 年 3 月末日までに修了見込みの者 5 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和 8 年 3 月末日までに修了見込みの者 6 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修行年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月末日までに授与される見込みの者 7 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和 8 年 3 月末日までに修了見込みの者 8 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号） 9 次のいずれかに該当する者であって、本学大学院において審査の結果、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者	志願区分「一般」の出願資格に該当する者で、医療・保健・福祉施設、教育機関、研究機関、官公庁、企業又は団体等において出願時点で 3 年以上の専門的な実務経験（通算可）を有する者	日本国籍を有しない者（日本国永住者を除く。）で、志願区分「一般」の出願資格の 1 から 9 まで（9 の（1）を除く。）のいずれかに該当し、かつ次の項目について該当する者 （1）独立行政法人日本学生支援機構が行う日本留学試験 受験科目 日本語 230 点以上/又は公益財団法人日本国際教育支援協会・独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験レベル N1 にあつては 110 点以上、レベル N2 にあつては 150 点以上に、出願期間の前日から起算して 2 年前の日以降に合格している者	

		(1) 大学に3年以上在学した者及び令和7年3月末日までに在学期間が3年以上となる者 (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者及び令和8年3月末日までに修了見込みの者 (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者及び令和8年3月末日までに修了見込みの者 (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和8年3月末日までに修了見込みの者 10 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年4月1日現在で22歳に達している者		
	出願資格審査における提出書類	出願資格9又は10の該当者 ① 出願資格審査申請書 ② 履歴書 ③ 成績証明書 ④ 卒業論文又はそれに代わるものの別刷(コピー可)。学会発表等の写しを提出する場合は、発表した学会プログラムの写し等、発表を証明できる書類も併せて提出すること。 ⑤ 論文業績一覧表 ⑥ 卒業・修了(見込)証明書(出願資格10の該当者に限る) ⑦ 在学(期間)証明書(出願資格9の該当者に限る) ⑧ 本人のあて先記入の角型2号封筒(※資格審査書類を速達で返送するために必要な金額分の郵便切手を貼付けのこと)	志願区分「一般」の出願資格9又は10の該当者 ① 出願資格審査申請書 ② 履歴書 ③ 成績証明書 ④ 卒業論文又はそれに代わるものの別刷(コピー可)。学会発表等の写しを提出する場合は、発表した学会プログラムの写し等、発表を証明できる書類も併せて提出すること。 ⑤ 論文業績一覧表 ⑥ 卒業(修了)証明書(出願資格10の該当者に限る) ⑦ 在学(期間)証明書(出願資格9の該当者に限る) ⑧ 本人のあて先記入の角型2号封筒(※資格審査書類を速達で返送するために必要な金額分の郵便切手を貼付けのこと)	志願区分「一般」の出願資格9又は10の該当者 ① 出願資格審査申請書 ② 履歴書 ③ 成績証明書 ④ 卒業論文又はそれに代わるものの別刷(コピー可)。学会発表等の写しを提出する場合は、発表した学会プログラムの写し等、発表を証明できる書類も併せて提出すること。 ⑤ 論文業績一覧表 ⑥ 卒業(修了)証明書 ⑦ 在学(期間)証明書(出願資格10の該当者に限る) ⑧ 本人のあて先記入の角型2号封筒(※資格審査書類を速達で返送するために必要な金額分の郵便切手を貼付けのこと)
	選抜方法	1 専門科目 2 英語 3 面接 4 出願書類 1、2、3の結果及び4を総合して判定する。	1 専門科目 2 小論文 3 面接 4 出願書類 1、2、3の結果及び4を総合して判定する。	1 専門科目(日本語) 2 面接(日本語) 3 出願書類 1、2の結果及び3を総合して判定する。
	その他	現役の社会人について、大学院設置基準第14条(※)を適用することがある。		
		第1次募集	第2次募集	
	出願事前相談	令和7年7月28日(月)まで	令和7年12月19日(金)まで	
	出願資格審査 申出期間	令和7年7月30日(水)から8月5日(火)まで	令和8年1月5日(月)から1月8日(木)まで	
	出願期間	令和7年8月22日(金)から8月27日(水)まで	令和8年1月19日(月)から1月22日(木)まで	
	試験実施日	令和7年9月13日(土)	令和8年2月18日(水)	
	合格発表日	令和7年9月24日(水)	令和8年2月27日(金)	
	入学手続期間	令和7年10月1日(水)から10月9日(木)まで	令和8年3月3日(火)から3月9日(月)まで	

※ 大学院設置基準第14条「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」

2 看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程

募 集 人 員	第 1 次募集	第 2 次募集
	3 名	未定（第 1 次募集の結果により 11 月中旬に本学ホームページにおいて発表）
区 分		
志 願 区 分	一 般	外国人留学生
出 願 資 格	次のいずれかに該当する者 1 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和 8 年 3 月末日までに取得見込みの者 2 外国の大学の大学院において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び令和 8 年 3 月末日までに取得見込みの者 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月末日までに授与される見込みの者 4 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月末日までに授与される見込みの者 5 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下、「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者 6 外国の学校又は第 4 号の指定を受けた教育施設のエデュケーション課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号) 8 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 8 年 4 月 1 日現在で 24 歳に達している者	日本国籍を有しない者(日本国永住者を除く。)で、志願区分「一般」の出願資格の 1 から 7 までのいずれかに該当し、かつ次の項目について該当する者 (1) 独立行政法人日本学生支援機構が行う日本留学試験 受験科目 日本語 230 点以上/又は公益財団法人日本国際教育支援協会・独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験レベル N1 にあつては 110 点以上、レベル N2 にあつては 150 点以上に、出願期間の前日から起算して 2 年前の日以降に合格している者
出 願 資 格 審 査 における 提出 書類	7 又は 8 の該当者 ① 出願資格審査申請書 ② 履歴書 ③ 成績証明書 ④ 卒業(修了)証明書 ⑤ 研究計画書 ⑥ 修士論文に相当する論文別刷等(8 の該当者に限る) ⑦ 大学又は研究所等において 2 年以上研究に従事した証明書(7 の該当者に限る) ⑧ 大学又は研究所等において行った研究の要旨(7 の該当者に限る) ⑨ その他の参考資料(7 の該当者に限る) ⑩ 本人のあて先記入の角型 2 号封筒(※資格審査書類を速達で返送するために必要な金額分の郵便切手を貼付けのこと)	志願区分「一般」の出願資格 7 又は 8 の該当者 ① 出願資格審査申請書 ② 履歴書 ③ 成績証明書 ④ 卒業(修了)証明書 ⑤ 研究計画書 ⑥ 修士論文に相当する論文別刷等(8 の該当者に限る) ⑦ 大学又は研究所等において 2 年以上研究に従事した証明書(7 の該当者に限る) ⑧ 大学又は研究所等において行った研究の要旨(7 の該当者に限る) ⑨ その他の参考資料(7 の該当者に限る) ⑩ 本人のあて先記入の角型 2 号封筒(※資格審査書類を速達で返送するために必要な金額分の郵便切手を貼付けのこと)
選 抜 方 法	1 専門科目 2 英語 3 面接 1、2、3 の結果等を総合して判定する。 入学予定日の前日から起算して 5 年前の日以降に発表された原著論文等(単著又は筆頭共著に限ります。)がある場合には、当該論文の提出をもって英語の試験に代えることができますので、該当者は出願前に必ず相談担当教員に照会のうえ、論文内容の確認を受けてください。 (※【原著論文等の提出期限】第 1 次募集：令和 7 年 7 月 28 日(月)まで。第 2 次募集：令和 7 年 12 月 19 日(金)まで)	1 専門科目(日本語) 2 面接(日本語) 3 出願書類 1、2 の結果及び 3 を総合して判定する。 入学予定日の前日から起算して 5 年前の日以降に発表された原著論文等(単著又は筆頭共著に限ります。)がある場合には、当該論文の提出をもって英語の試験に代えることができますので、該当者は出願前に必ず相談担当教員に照会のうえ、論文内容の確認を受けてください。 (※【原著論文等の提出期限】第 1 次募集：令和 7 年 7 月 28 日(月)まで。第 2 次募集：令和 7 年 12 月 19 日(金)まで)
その他	現役の社会人について、大学院設置基準第 14 条(※)を適用することがある。	

	第1次募集	第2次募集
出 願 前 事 前 相 談	令和7年7月28日(月)まで	令和7年12月19日(金)まで
出願資格審査 申 出 期 間	令和7年7月30日(水)から8月5日(火)まで	令和8年1月5日(月)から1月8日(木)まで
出 願 期 間	令和7年8月22日(金)から8月27日(水)まで	令和8年1月19日(月)から1月22日(木)まで
試 験 実 施 日	令和7年9月13日(土)	令和8年2月18日(水)
合 格 発 表 日	令和7年9月24日(水)	令和8年2月27日(金)
入学手続期間	令和7年10月1日(水) から10月9日(木) まで	令和8年3月3日(火)から3月9日(月)まで

※ 大学院設置基準第14条 「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」